

## 板橋区ウクライナ避難民に対する一時支援金及び家具家電等支給実施要綱

(令和5年2月10日区長決定)

(令和5年4月1日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、ロシア連邦の軍事侵攻により避難を余儀なくされウクライナ又はウクライナ周辺国から日本に入国し、板橋区において生活する方（以下「ウクライナ避難民」という。）に対し、板橋区における当面の生活・暮らしを支援するため予算の範囲内において支給する板橋区ウクライナ避難民に対する一時支援金（以下「支援金」という。）及び家具家電等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 支援金及び家具家電等の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) ロシア連邦の軍事侵攻が開始された令和4年2月24日以後にウクライナ又はウクライナ周辺国から入国した避難民であることを証明できる者
  - (2) 区長が第7条の規定により支援金及び家具家電等の支給を決定する時点において、板橋区内に居住する者
- 2 前項第1号の者にあつては、支援対象者の国籍は問わない。
- 3 第1項第2号の者について、板橋区に居住していることの確認は、在留カードや賃貸借契約書等により区長が総合的に判断する。

### (支給額等)

第3条 支援金の支給額は、世帯単位で算出する。算出方法は1世帯につき150,000円とし、支給対象者の人数が2人以上の場合は、1人につき50,000円を追加する。既に支給した世帯に、転入や出産などの事由により避難民が増えた場合は、追加分のみを支給する。

- 2 家具家電等については、日常生活に最低限必要な範囲と区が認めたものに限る。

### (支給の方式)

第4条 支援金及び家具家電等の支給を受けようとする支給対象者は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を、次条第2項に定める期限までに、区長に提出しなければならない。

- (1) ウクライナ避難民に対する一時支援金等申請書（様式1）
- (2) その他区長が必要とする書類等

- 2 申請書等の提出は、区窓口への持参又は区が定める送付先への郵送により行うものとする。
- 3 支援金の支給は、次のいずれかの方法により行う。
  - (1) 現金 区の指定する場所において現金を支給対象者に渡す方法
  - (2) 口座振込 支給対象者の金融機関の口座に振り込む方法
- 4 現金及び家具家電等支給を希望し、支給決定から2週間受け取りがなかったものは、辞退とみなす。
- 5 家具家電等支給については原則として窓口での受け取りとする。

(受給者)

第5条 支援金及び家具家電等の受給者は、申請書の支給対象者に記載されている者とする。

(受付開始日等)

第6条 申請書等の提出の受付を開始する日は、本要綱の施行日とする。  
2 申請書の提出は、令和6年3月31日までに行わなければならない。

(支給の決定及び通知)

第7条 区長は、第4条第1項の規定により提出された申請に基づき、内容を審査し、支給の可否を決定し、当該申請をした支給対象者に支給決定通知書(様式2)、不支給決定通知書(様式3)により通知する。  
2 支援金の支給は、支給対象者1人につき1回に限るものとする。

(不当利得の返還)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金及び家具家電等の支給決定を取り消すものとする。

- (1) 支給決定者が支給要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたことが判明した場合
- (3) その他区長が適当でないと認めた場合

2 区長は、前項の規定により支援金及び家具家電等の支給決定を取り消した場合には、支給決定を取り消された者に対して、期限を定めて、支援金及び家具家電等の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

## ウクライナ避難民に対する一時支援金等申請書

申請日： 年 月 日

板橋区長 宛

以下の内容をすべて確認の上、板橋区ウクライナ避難民に対する一時支援金等の支給を申請します。

- ・支給要件に該当していることを確認し、該当していない場合は受給できない旨を了解しています。
- ・支給額は、一世帯あたり 150,000 円（支給対象者が 2 人以上の場合は、一人につき 50,000 円追加）である旨を了解しています。
- ・支給後に、支給要件に該当しないことが判明した場合等は、支給決定が取り消され、返還を求められることを了解しています。
- ・偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、返還します。
- ・支給決定から 2 週間以内に受け取りがない場合、受給を辞退します。
- ・上記の内容のほか、板橋区ウクライナ避難民に対する一時支援金及び家具家電等支給実施要綱の内容を理解し、同意した上で申請します。

## 記

## 1 支給対象者

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	電話番号		メールアドレス	

支給対象者①	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	世帯主との関係			

支給対象者②	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	世帯主との関係			

## 2 一時支援金の受給方法

- 窓口での現金受給       口座振込（口座情報を書いてください）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店
氏名	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号	
口座名義 カタカナ			

## 3 家具家電等支給申請

### 提出書類

#### 【申請時】

- 支給対象者（全員）のパスポートの写し等  
（国籍 及び 出国日、避難民であることを確認できる書類）
- 支給対象世帯の構成員（全員）の在留資格変更許可申請書の写し等  
（板橋区内に居住していることを確認できる書類）

#### 【支援金を口座振込で受給する場合】

- 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義を確認できる書類の写し  
（通帳の見開き部分など）

## 支給決定通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

板橋区長 坂本 健

以下の通り、板橋区ウクライナ避難民に対する一時支援金等の支給を決定します。  
窓口での受取を選択している場合、決定通知から 2 週間受け取りがない場合、  
辞退と見なされます。

支給対象者数	人
合計支給額	円

家具家電等	
-------	--

## 不支給決定通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

板橋区長 坂本 健

板橋区ウクライナ避難民に対する一時支援金等の不支給を決定します。

理由：